

議案第 1 号

沖縄県教育振興基本計画策定方針について

沖縄県教育振興基本計画策定方針を別紙のとおり定める。

平成22年4月21日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育振興基本計画策定方針

1 計画策定の目的

本県教育の基本的指針である現行の沖縄県教育長期計画（以下「長期計画」という。）と教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定した現行の沖縄県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に引き続き、平成24年度以降の本県教育の振興のための施策に関する新たな計画の策定が必要である。

このため、長期計画と基本計画を総括し、その成果と基本的考え方を引き継ぎ、新たに長期的総合的観点にたつて将来展望を拓き、本県教育の振興を期すため、長期計画と基本計画を統合した新たな沖縄県教育振興基本計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) この計画は、大きな時代の転換期の中で、教育をめぐる諸課題の解決を図り、新しい時代に対応した本県教育の在り方についての新たな視点と方向性を示すものである。
- (2) この計画は、「沖縄振興計画に代わる新たな計画」の教育分野の計画として、希望と活力にあふれる豊かな県づくりのため、その基盤となる人材育成を図るためのものである。
- (3) この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものであり、教育行政運営の基本となるものである。
- (4) この計画は、対象範囲を県教育委員会の所管する分野及び私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校、県立大学とし、本県教育の在り方について、広く県民の理解と協力を求めるものである。

3 計画の構成

この計画は、総論と各論で構成する。

- (1) 総論は、本県の教育を取り巻く状況を明らかにし、本県が目指す教育の姿を示すものとする。
- (2) 各論は、本県が目指す教育の実現に向けて、具体的な施策の展開を明らかにするものとする。

4 計画の期間

この計画の期間は、「沖縄振興計画に代わる新たな計画」に準じ、平成24年度を初年度として、10年程度とする。ただし、各論については、「沖縄振興計画に代わる新たな計画」の実施計画（現行分野別計画）の策定方針に基づき見直し等を図るものとする。

5 策定方法

- (1) 「沖縄振興計画に代わる新たな計画」及びその実施計画の策定方針を踏まえて策定に当たる。
- (2) 知事部局が所管する事項については、各関係部局において調査審議し、内容を決定する。
- (3) 県教育委員会が中心となって計画を取りまとめる。
- (4) 広く県民に対し、パブリックコメント（意見公募）を行い、計画に反映させる。
- (5) この方針に定めるもののほか、教育委員会の計画策定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。